

---公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
-----------	--

令和元年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和元年8月21日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 本庁8階802会議室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
委員 31 代理6	16 代2	今福 剛久	浜松市警察部
		原 道也	静岡県弁護士会
		鈴木 雅也	静岡地方法務局浜松支局
		杉山 幸夫	浜松市人権擁護委員連絡協議会
		稲本 裕	浜松市医師会(産婦人科医会)
		野田 昌代	浜松市医師会(小児科医会)
		大嶋 正浩	静岡県精神神経診療所協会
		田口 宏	浜松市歯科医師会
		大田 邦夫	浜松市薬剤師会(野寄 秀明の代理)
		齋藤 由美	浜松市助産師会
		杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会
		中村 勝彦	浜松市民間保育園園長会
		荒巻 太枝子	浜松市私立幼稚園協会
		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)
		金子 三記子	浜松市里親会
		小楠 禮司	浜松市児童家庭支援センター(村瀬 修の代理)
	金原 栄行	こども家庭部長	
	加藤 伸二	こども家庭部次世代育成課(課長代理)	
	尾田 淳	こども家庭部幼児教育・保育課	
	鈴木 勝	こども家庭部児童相談所	
	平野 由利子	健康福祉部健康増進課(課長代理)	
	久保田 尚宏	健康福祉部障害保健福祉課(課長代理)	
	岡本 雅康	学校教育部指導課(課長代理)	
	川合 紀子	中区社会福祉課	
	大隅 則男	東区社会福祉課	
	大澤 利通	西区社会福祉課	
	岡野 京子	南区社会福祉課	
	和田 浩哲	北区社会福祉課	
	木俣 良一	浜北区社会福祉課	
	村松 敏晴	天竜区社会福祉課	
	鈴木 和彦	こども家庭部子育て支援課	
15 代4			

【次第】

- 1 開会
- 2 こども家庭部長挨拶
- 3 構成機関紹介
- 4 議事
 - (1) 平成 30 年度浜松市における児童相談対応の状況について
 - (2) 平成 30 年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果について
 - (3) 平成 30 年度浜松市要保護児童対策協議会活動状況について
 - (4) 要保護児童対策地域協議会の運営方法に関する見直しの検討について
 - (5) 浜松市児童虐待防止対策の推進について
- 5 報告
 - (1) 各機関からの情報提供
 - (2) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について（令和元年 6 月 19 日成立・6 月 26 日交付）
- 6 その他
- 7 閉会

【会議録】

1 開会 事務局	令和元年度 第 1 回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 本日の議事には、個人情報を含む内容がないため、公開とさせていただきます。 (資料確認) 専門委員の方々へは、委嘱書を配布した。委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間である。 配布資料は、委員名簿、席次表、資料 1～資料 8、参考資料 1～3 である。 各機関からの啓発チラシ、研修案内を配付する。
2 挨拶 こども家庭部長	皆様方には、日ごろから本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき心よりお礼申し上げます。 当協議会は、児童福祉法に基づき設置され、地域の「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会である。 設置の主な目的は、要保護児童等への適切な支援等を図るために、必要な情報の共有や、支援内容に関する協議を行うことである。 平成 30 年度、全国の児童相談所による児童虐待相談対応件数は 15 万 9850 件に増加し、過去最多を更新した。静岡県内の児童相談所の児童虐待対応件数は 2,911 件。浜松市児童相談所の児童虐待対応件数は 575 件と、いずれも過去最多を更新した。 2018 年 3 月に起きた東京都目黒区の当時 5 歳の女児の件、今年 1 月に千葉県野田市で当時小 4 の女児が虐待により死亡する件など、痛ましい事件が続いたことを受け、今年 6 月 19 日に、子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（改正法）が国会

	<p>で可決・成立した。</p> <p>児童虐待防止対策の強化を図るために、本市におきましても、子どもへの体罰禁止の啓発としてリーフレットを作成し、市内幼稚園、保育園、認定こども園等に配付した。体罰によらない育児の推進、周知を努めている。</p> <p>また、「児童虐待防止静岡の集い実行委員会」の構成団体である浜松市民生委員児童委員協議会からの提案があり、「児童虐待防止に向けた緊急メッセージ」を市内幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校等の在籍児のいる家庭に配布し、子どもにとって安心して安全に暮らすことができる社会づくりを約束するために、市民一人ひとりに理解と協力をお願いするメッセージを発信し、周知啓発に努めている。</p> <p>本協議会においても、ネットワークを最大限に活かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子供の保護や支援そして、その家族への支援に取り組み、地域社会全体で子どもの命を守る社会づくりを全力で進めていきたい。</p> <p>本日は、さまざまな立場からご意見をいただきますとともに、今後、より一層の皆様方のご協力ご支援をお願いする。</p>
事務局	<p>(会議成立の確認)</p> <p>専門委員 17 名のうち 16 名の出席確認。</p> <p>設置要綱第 7 条第 2 項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告させていただく。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱の第 4 条に基づき、こども家庭部長が会長を務めることとされている。金原こども家庭部長に会議の進行をお願いする。</p>
3 構成機関紹介	<p>専門委員、実施関係機関について、委員名簿及び席次表で確認する。</p>
会長	<p>平成 30 年度までの専門委員の構成機関は 16 機関であるが、1 機関増え 17 機関の構成となった。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について・第 14 次報告」からの提言の一つに、精神科との連携強化が謳われており、本市においても精神科との連携強化が重要と判断し、今年度からは静岡県精神神経科診療所協会の大嶋委員に参画していただくことになった。</p> <p>委員の皆様、名簿順に所属機関と自己紹介をお願いする。各機関の活動状況については、資料 1 にまとめている。特に力を入れている取組み等を合わせて、報告をお願いする。</p>
委員	<p>浜松市は、警察と児童相談所の連携が進んでいると思われる。子どもを守り、複雑な問題への対応のためには、一機関のみでなく、情報共有が大切と考えている。警察においても、連携強化を図りたい。</p>
委員	<p>今年度、要保護児童対応のために強化をした点について、1 点目は、児童相談所への非常勤職員派遣である。浜松市児童相談所には、毎週木曜日に相談デスクを設置している。また、県西部では、月 1 回大平台高校にて弁護士による法律相談を実施している。</p> <p>2 点目として、弁護士によるいじめ予防の出前講座を行っている。</p>
委員	<p>国の人権擁護機関として、活動している。子どもに関わる活動は、「こどもの人権 SOS レター」を行っており、過去手紙の中に、義父からの性的虐待を受けているという相談を受け、児童相談所への通告につながった事例もある。</p>

委員	法務局との連携機関として、子どものいじめ、虐待をなくすための啓発活動、人権相談を行っている。
委員	0歳児の虐待、死亡事例をなくすためには、望まない妊娠の防止、対応が大事である。妊娠SOS事業等に取り組む。
委員	小児科では、年少時の予防接種業務等を通じて、親子関係を観察する場がある。クリニックからの虐待通告はあまり件数がないが、児童をスクリーニングする場として、虐待等の親子関係を見る目を養うため、医師、職員を含めた研修を行っている。疑いのある親子がいれば、行政や児童相談所と連携をする。
委員	親の精神障害、虐待的子育てが増えている。子どもへの体罰禁止が出たことは喜ばしい。子どもたちの実際の処遇を考えると、マンパワー、連携が必要である。診療所協議会の例会にて話題に挙がったケースでは、保健師、医師等各機関との連携が重要であることを確認した。
委員	歯科検診や受診時に、児童虐待を早期発見するように周知啓発している。以前、通告後、通告元が分かってトラブルが発生したこともあり、現状、歯科からの通告件数が減っている。医療関係の児童虐待の関わりについて検討していく。
委員	子どもと直接的にかかわりより、親とのかかわりが多い。調剤薬局の視点から、服薬指導等を通じて、虐待が疑われる親子がいれば、行政や児童相談所と連携をする。
委員	0歳児虐待を防ぐために、産前教育が大切である。子育て支援ひろばにて、助産師が講師となり、妊婦支援に参画している。また、浜松市においてほぼ100%実施しているあかちゃん訪問事業では、約8割の家庭を訪問し、気になる家庭は行政につないでいる。
委員	民生委員では、地域の見守り役として、高齢者のみでなく、家庭や児童にかかわる地域の問題を支援している。つながりの少なさ、SOSを出す相手がない家庭に対し、専門機関につないでいきたい。
委員	社会福祉法人と学校法人の認定こども園と民間保育園の97園が加入している。児童相談所や家庭児童相談Gへ気になる家庭の通告や、地域への相談支援を行っている。
委員	実際に保護措置の事例に関わった経験から、どういう経過でどういうことが起きたか、なぜその対応になったのかを報告してほしい。早期対応のために、連携機関との関係づくりが必要である。早い段階で、報告があれば、親とコンタクトをとる機会や保護措置から戻った後の園と家庭の関わり方や支援を考える時間ができる。
委員	社会的養護が必要な子どもや家庭を支援している。虐待を受けた子どもたちが、愛着を育てなおすためにどう対応するか支援を考える。
委員	色々な事情をもち、里親となった方への勉強会を実施する。児相の判断で里親のもとへ子どもが措置される。里親となってよかったと思える支援をしていきたい。
委員	児相の補完機関として、幅広い子育て支援を行う機関として発足した。児童相談の相談内容は大半が虐待に関するものである。子育て世帯、里親等からの相談、家庭児童相談室との連携した相談対応等を行う。

<p>4 議事 (1)</p> <p>会長</p>	<p>引き続き次第の議事 4 に移る。</p> <p>(1) 平成 30 年度浜松市における児童相談対応の状況について</p> <p>(2) 平成 30 年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果について</p> <p>(3) 平成 30 年度浜松市要保護児童対策協議会活動状況について</p> <p>平成 30 年度の報告を、事務局から一括して説明をさせていただく。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 2. 3. 4. 5 に沿って報告する。</p>
<p>会長</p>	<p>議事 4 の(1)から (3) に関し、質問や意見を伺う。</p>
<p>委員</p>	<p>進行管理ケースについて、どのような支援につながっているのか、実態を教えてください。</p> <p>養護調査等で活動のフィードバックはあるのか。支援の実態までの報告がないと、活動の意義等が分からないままになってしまう。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>進行管理ケースでの支援内容について、ケースとなる案件は様々なリスクを背景にもった児童である。例えば、児童または親が発達障害を抱えている場合等では、発達に特徴のある親への支援には、課題がある。</p> <p>医療機関を受診していないのであれば、受診につなげる。病院で受診した説明が、家庭にフィードバックできるように、保護者への支援を各保健センターの保健師が行ったり、家庭児童相談室において福祉サービスを導入したり、支援をする。また、リスクが下がらず、保護が必要な家庭は、児童相談所と連携した対応をとる。</p>
<p>委員</p>	<p>進行管理ケースは 1, 400 件もの膨大な数である。支援内容について、どこに連携し、子どもはどのように救われているのか。例えば、訪問支援の件数、教育機関との連携の件数、障がい者相談支援事業所との連携の件数等、実態の情報等を知りたい。つなぎ先が医療機関である場合、虐待を解決する手段をもっていないため、新たなつなぎ先が必要である。実際の支援を行う連携先が不足しているのであれば、効率よく支援していく方法を検討することが重要である。</p> <p>次に、障がい者相談支援事業所では、地域のネットワークが強みである。事業所への相談件数は何件あるのか。また、今後どのようにかかわっていくか。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>児発や障害のサービス福祉的な助言をいただいている状況である。相談件数について、個別ケース検討会議に入らせていただいているが、参加件数の数字を持ち合わせていない。今後、確認する。</p>
<p>会長</p>	<p>今後の課題として、指摘いただいた件数についてできる限り数字をとらえる。また、次にどうつなげるかを検討していく。</p>
<p>委員</p>	<p>0 歳 0 日虐待・死亡事例の指摘があったとおり、学齢前の児童への虐待を重視している。相談件数の統計について、小学生 (1~6 年生) の件数が最も多くなっているが、他枠は 3 年ごとだから、小学生 (6 年間) の数値が倍増するのは、当然と思える。小学生 (1~6 年生) を一括りにした理由があるのか。</p> <p>次に、児童相談所への相談件数は、対前年比 20 パーセント増だが、家児相は昨年度より減である。H30 年度の相談件数について、結果をどのようにとらえているか。</p>

児童相談所	<p>年齢内訳について、厚労省調査のフォーマットに基づいて、統計を作成している。小学校6年間の数字が高くなるが、小学校を3年間ずつ分けるのは現実的ではない。仰るとおり、全体の45%を占める学齢前年齢の数字は、重大であると捉えている。</p> <p>次に、相談件数について、全国的に痛ましい死亡事例が相次ぎ、虐待、児童相談所への市民の関心が高まっているため、児童相談所への通告増加に影響があったと思われる。また、増加の背景として平成27年7月より全国共通ダイヤル189の設置があり、児童相談所の受理ケースの扱いが増えたためと考察している。</p>
会長	引き続き、議事(4)要保護児童対策地域協議会の運営方法に関する見直しの検討について事務局から説明をする。
事務局	資料6に沿って説明する。
会長	議事4の(1)から(3)に関し、質問や意見を伺う。
委員	<p>出生数が年々減っているにもかかわらず、要対協ケースが減らないということは、手のかかる子育てをしている家庭が多くあるという事である。</p> <p>助産師会は、現在、実務者会議にも参加しているが、各地域の要対協ケースの報告と代表者会議とほぼ重複する内容が行われている。各地域で、子育てに関わる人たちが顔を合わせることはメリットであるが、個別ケース検討会議での具体的な話し合いへの移行の検討は有効であるとする。</p> <p>提案のあったとおり、子育て支援ひろば事業での各区の地域支援にて、顔を合わせる機会を作っていくとよい。現状、地域支援では、地域の問題点を挙げたり、勉強会を行ったり、年に2回子育てに関わる人が顔を合わせる機会となっている。そちらに、実務者会議のメンバーも参画すれば、地域の子育てに関わる方々との顔合わせの機会になるだろう。</p> <p>次に、個別ケース検討会議では、事案によって、必要な出席者も変わるだろう。出席者を選別しながら具体的な調整が進められるとよい。</p>
子育て支援課	現場の声を聞かせていただいて、御礼申し上げる。ご意見を生かしながら、今後よりよい体制の見直しを進めていきたいと思う。
委員	<p>現状の実務者会議について、どのような出席者を、どこがコーディネートしているのかどのような動きの流れになっているのか。支援の入口と出口について、支援の出口を検討しているのか、それとも次のつなぎ先につなげているのかを伺いたい。</p> <p>また、(新)実務者会議となった際は、どのような検討事項を行うのか。</p>
子育て支援課	<p>現状の実務者会議の構成機関を紹介する。警察署、助産師会、区民生児童委員協議会(民生・主任)、民間保育園、私立幼稚園、小学校、中学校、家庭支援専門相談員、浜松市児童家庭支援センター、その他庁内の関係機関である。役割として、要対協ケースの総合的な把握、要保護児童対策の課題の整理である。活動内容は、情報交換・事例検討、広報啓発では、虐待防止月間に関わる啓発活動の周知、代表者会議への報告に値する課題検討を行っている。</p> <p>(新)実務者会議の役割について、要対協ケースの総合的な把握は同様の内容である。要保護児童対策の課題の整理では、区の課題の抽出を考えている。</p> <p>現状、年2回の実務者会議は、「顔の見える関係づくり」が目的だったが、(新)実務者会議では、リスク管理が重要な目的となり、中区は月2回、他区では月1回定期的に開催し、</p>

	<p>実際のケースの進行管理と課題の把握を行いたいと考えている。リスク管理は、現状の進行管理会議の役割である。</p>
会長	<p>進行管理ケースの案件が増えている中、円滑に進めるため、具体的な協議の場を設けていきたい。今回の見直しにより、実務的な手法にシフトしていく狙いがある。</p> <p>現在、浜松市では、実務者会議により代表者会議が補完されている体制だが、既に国からは3層構造が示されている。浜松市では、協議会設立時の4層構造を継続しているため、国の実務的な仕組みに沿った形に変えていきたい。</p> <p>築いてきた顔の見える関係づくりを削いでしまうのではなく、今後は、子育て支援ひろば事業等を活用していく。</p>
会長	<p>次に、議事の(5)「浜松市児童虐待防止対策の推進について」各課から取り組みの報告をする。</p>
各課	<p>資料7に沿って、説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、質問や意見を伺う。</p>
委員	<p>健康増進課への質問</p> <p>産科受診等が困難な特定妊婦はどのように把握するのか。明石市のように、一般の地域の方から「妊婦かもしれない」という情報をキャッチできるのか。</p>
健康増進課	<p>仰る通り、妊娠届を出さず、母子手帳交付に来ない妊婦の情報を把握しなければならない。把握の方法は、福祉の関係機関が関わっている家庭における第2子、第3子の情報を得る。また、妊娠SOSでの電話連絡やメール相談等も複数きており、それらの関係者に制度の周知を図る。</p>
委員	<p>指導課への質問</p> <p>保健室登校している里子について、里親からの相談があった件で、保健室は、子どもにとって安全な避難場所であるのか。また、スクールソーシャルワーカーの設置の話も聞いたが、どのように子どもをフォローする体制があるのか。</p>
指導課	<p>養護教諭は、ケガのケアはもちろん、子どもたちの心のケアも行っている。担任教諭や部活動の顧問には相談しづらいことを、スキルのある養護教諭に話ができることもある。養護教諭は、得た情報を管理職や生徒指導担当に共有している。</p> <p>外部機関とつなげていくためには、スクールソーシャルワーカーの力が必要になる。また、カウンセリングの必要がある場合には、スクールカウンセラーに相談する等、いろいろな立場から話を聞く体制を整備している。</p>
委員	<p>子育て支援課への質問</p> <p>こどもシステムで児童に関する情報が電子化されているとのこと。市内での連携について、要体協管理のケースもこどもシステムにて、管理しているのか。</p>
子育て支援課	<p>要対協ケース含めて、こどもシステムにて管理し、共有できる体制である。</p>
委員	<p>通告事例に対し、民生委員・児童委員が日常の生活状況を把握している可能性がある。民生委員・児童委員は地域に密着した声かけを行い、相談にのった必要な情報は、関係機関に相談をする。地域で生活している家庭を見守っていくために各機関の役割を知った上で、連携・協働を図りたい。</p>
5 報告	<p>それでは、次第5報告の(1)各機関からの情報提供にうつる。</p>

会長	各専門委員から、本日配付した啓発チラシ等に関して、情報提供があれば、紹介をお願いする。
委員	<p>全国民生委員児童委員連合会からの通知及び呼びかけ文を配付した。</p> <p>民生委員・児童委員の取組を地域住民に周知の目的である。地域の身近な相談相手として、声をかけてもらい、それぞれの専門機関につなぐことができれば、虐待を防止する一つの力になりうるだろう。</p> <p>また、今年3月以降、児童虐待の緊急メッセージのチラシを配付した。市が迅速に動き、配付でき、有難く思う。児童虐待に対する対応を掲載しているため、目を通していただきたい。</p>
会長	それでは、次第5報告の(2)児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について(令和元年6月19日成立・6月26日交付)事務局から報告をする。
事務局	資料8に沿って説明する。
会長	ただいまの説明に対し、質問や意見を伺う。
委員	<p>関係機関の連携強化の項目で、守秘義務が含まれている。本日、他の委員から「ケースについて、事前に情報提供があれば対応を検討できた」という話があったとおり、官から民への情報提供の妨げる問題点として、意識する必要がある。</p> <p>民間は、守秘義務を負っているものばかりではないため、(新)実務者会議において、支援の出口を含めた実質的な議論を行うためには、新体制での構成機関全員で守秘義務に関する協定書や約束事ととりかわす等、機動的に情報提供できる体制をつくっていく必要があるだろう。</p>
会長	今後の方針の根幹にかかわる意見をいただいた。参考にさせていただく。
<u>6 その他</u> 事務局	事務局からの事務連絡として、次回の代表者会議の開催は、2月末頃を予定している。日程について、事務局より連絡をする。
<u>7 閉会</u> 会長	<p>本日は、お忙しいところ委員のみなさまに出席いただいたことに感謝する。</p> <p>いただいた意見を各所管課で検討し、さらにより取組としていく。</p> <p>以上で、令和元年度第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会する。</p>